

独立行政法人情報処理推進機構

平成 16 年度計画

平成 16 年 4 月

情報処理推進機構

目 次

・ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	3
1. 組織・人材の活用について	3
2. 各事業の運営について	4
・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置	5
1. ソフトウェア開発分野	5
(1) ソフトウェア開発支援	5
(2) 様々なステージに応じた IT ベンチャー支援	7
(3) 債務保証事業	7
2. 情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野	8
(1) 情報セキュリティ対策強化	8
(2) ソフトウェア・エンジニアリングの推進	11
3. 情報技術(IT)人材の育成分野	13
(1) ソフトウェア産業競争力強化のための IT 人材育成	13
(2) 中小企業経営者及び地域の IT 化の支援	15
(3) 情報処理技術者試験業務	16
4. その他	18
(1) 政策当局との連携	18
(2) IT に係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)	19
(3) 広報活動等	19
(4) 事務の電子化	20
・ 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	20
(1) 予算	20
(2) 収支計画	20
(3) 資金計画	20
(4) 資産の健全化	21
(5) 出資事業(地域ソフトウェアセンター)について	21
(6) 自己財源の確保	21
・ 短期借入金の限度額	22
・ 重要な財産の譲渡・担保計画	22
・ 剰余金の使途	22
・ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	22
(1) 施設及び設備に関する計画	22
(2) 人事に関する計画	22
(3) 中期目標期間を超える債務負担	22
(4) 積立金の処分に関する事項	22

別紙

予算	23
収支計画	29
資金計画	36

独立行政法人情報処理推進機構 平成 16 年度計画

独立行政法人通則法第 31 条第 1 項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の平成 16 年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織・人材の活用について

- (1.1) 自己評価や追跡調査を実施し、PLAN DO SEE のマネジメントサイクルを回すことを通じて、組織・業務の不断の見直しを行う。監査計画に基づき、順次業務監査を実施する。
 - (1.2) 外部専門家を主体とした研究会、課題抽出等のために内部で取り組む勉強会、部門横断的な課題に取り組むワーキンググループ(以下「WG」という。)、個別課題に集中的に取り組むタスクフォース(TF)など課題解決のための最適な組織体制により、機動的かつ効果的な業務運営を更に推進する。
 - 平成 15 年度に発足した「情報技術動向研究会」について、本格的に稼働させる。
 - 理事長が主催する「個別課題研究会」の内容を更に充実させる。
 - (1.3) 部門間連携をより強化し、効率的・効果的な業務を実施する。評価・監査機能と併せて、企画調査機能を活用することにより、経営課題の抽出とその解決を図る。
 - (1.4) 迅速かつ効率的な意思決定を行うため、IPA 内部の諸会議運営の見直しを行う。業務マニュアルをイントラネットで共有するとともに、アウトソーシングを活用して業務を効率的に推進する。
 - (1.5) 業務監査を主体とする監査計画に基づき、順次実施する。
- (2.1) 情勢の変化への対応力を高めるとともに、外部専門人材が有するノウハウの習得及び蓄積により組織のパフォーマンスの向上を図るため、特に専門性が求められるポストに任期付きの専門人材を順次配置し、より効果的な業務運営を実施する。
 - (2.2) プロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)制度については、PM の役割、選任の方法、任期等について新たな枠組みを定め、事業の特性を踏まえつつ、適宜個別事業に反映させるよう努める。
- (3.1) 職員の業績評価について、管理職の賞与に係る業績連動部分を拡大するとともに、研究員を含めた全職員の 7 月の昇給に当該評価結果を反映させる。
 - (3.2) 職員の業務遂行能力の向上を図るための研修プログラムを作成し、職員研修を充実することにより専門性の高い人材の育成に努める。

2. 各事業の運営について

- (1.1) 外部専門家による評価・IT 動向把握に基づく効率的な資源配分を行うため、外部専門家を主体とした研究会(「情報技術動向研究会」)を活用して、技術ロードマップの作成、重点領域の選定を行う。外部専門家から構成される審議委員会の事業評価の結果を事業運営に反映させる。また、引き続き開発者のドキュメント作成負担の軽減を図る。
- (1.2) 平成 14 年度に実施したプロジェクトを中心に追跡調査を行い、実用化(販売、供用)の進捗状況、技術的成果(特許、標準化等)等を把握するとともに、成功要因・失敗要因の分析を行い、次年度以降の事業運営に反映させる。
 - (2.1) 事業の効果を十分検討の上、提案公募以外の提案方法についても検討する。
 - (2.2) 平成 15 年度に作成した約 5,300 件のアドレスを有するメーリングリストを更に充実させる。作成したメーリングリストを IPAX2004 や公募説明会の募集等に有効活用する。
 - (2.3) ソフトウェア開発支援の公募に関し、平成 15 年度に引き続き随時公募を実施するとともに、年 2 回採択及び募集の締切りから採択に至る期間を 60 日以内とする。開発した情報検索システムをソフトウェア開発案件の審査業務に活用し、審査期間の短縮に努める。
- (3) 事業内容等を勘案し、必要に応じ複数年度の契約を締結するとともに、契約変更等柔軟な事業運営を図る。
- (4) 開発した情報検索システムをソフトウェア開発案件の審査業務に活用し、審査業務の効率化を図るとともに、システムの活用結果を検証し、更なるシステムの改善に繋げる。
- (5) 業務改善等により業務の効率化を推進し、一般管理費(退職手当を除外)の削減を図る。また、事業についても進捗状況を踏まえて不断の見直しを行うことにより、効率化を進める。それらを推進するためにシステム化されたコスト管理制度の導入を図る。

**国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
にとるべき措置**

1. ソフトウェア開発分野

(1) ソフトウェア開発支援

) オープンソースソフトウェアの開発支援

- ユーザーがオープンソースソフトウェア環境を選択できるように、基本ソフトウェア、ミドルウェア、開発ツール、デスクトップ環境、業務環境に関する開発を支援する。
- 平成 16 年度は、応募者の利便性向上のため随時公募、年 2 回採択を実施する。
- 平成 15 年度に購入した日本語フォントについて、IPA の事業において日本語を利用するソフトウェアの研究開発に活用するとともに、その研究開発を通じて利用者に配布するなど、日本語フォントの活用施策を検討・推進する。
- 業務システムをオープンソースソフトウェア環境で利用する実証実験を支援するとともに、これらの成果について、電子政府システムをオープンソースソフトウェアに移行する際の資料としてホームページで公開する。
- オープンソースソフトウェアの活用に必要な情報の収集・発信機能を一層強化するため、日本 OSS 推進フォーラム(設立目的: オープンソースソフトウェアの活用上の課題について、我が国の情報システムの有識者が自由な立場から議論を重ね、課題解決に向けて取り組んでいくこと)、及びその下に置かれるステアリングコミティ、分野に応じたWGを設置し、事務局として運営を推進する。
- オープンソースソフトウェアの基本ソフトからアプリケーションまでの各分野における、シーズ及びニーズの把握に必要となるキーパーソン及び団体について、開発・利用両面から網羅するオープンソースソフトウェア関係者リスト(Know-Who-List)を作成・公開する。
- 成果発表会(IPAX2004 等)において、オープンソースソフトウェアの支援成果の公表の場を設ける。
- オープンソースコミュニティと対話を行う場の実現を図る。

) ビジネスグリッド・コンピューティングの推進

- ビジネスグリッド全体戦略の最高意志決定機関であるビジネスグリッド推進委員会については年 3 回程度、委員会の諮問機関であるビジネスグリッド推進委員会幹事会については隔月に 1 回程度開催し、全体戦略の方向付けを行う。
- 上記委員会や幹事会の意見に基づき、IPA と開発企業の協働のもと、新規性・競争力のある開発項目及び事業化内容の策定(実証実験サイトの確定含む)を行う。新設の標準化 WG を隔月に 1 回程度開催し標準化活動を推進するとともに、GGF(Global Grid Forum) 等国際標準化団体への提案を行う。
- 本事業の国内啓発を目的として、PR 資料作成の継続的充実、对外発信の更なる充実(ホームページでの本事業活動の適宜掲載等)、イベントでの展示(Grid World 及び IPAX2004)を行う。

) 先端的・独創的なソフトウェア開発等の支援

(次世代ソフトウェア開発事業)

- 専門的知見を有する PM 等を積極的に活用するとともに、プロジェクトの継続の可否判断を行う基準をプロジェクト開始時に設定することにより、リスクを抑えつつチャレンジなプロジェクトに取り組み、3～5 年後に活用される技術の開発を行う。
- 開発対象重点分野をユビキタス分野(組み込み重視)及びセキュリティ分野に絞り込み、新たなPM体制の下で、応募案件を厳選する。
- 開発成果の早期活用を目指して実用化の追跡調査を行う。

(IT 利活用促進ソフトウェア開発事業)

- 医療、行政サービス等「e-Japan 重点計画」等におけるソフトウェア開発重点分野を対象に「IT 利活用促進ソフトウェア開発事業」を実施する。
- 外部専門委員の知見を活用し、事業性の高い案件の採択を行うとともに、外部リソース等も活用し、開発プロセスの進捗管理、中小・中堅企業に対しては、事業化に向けての指導・助言を行う。
- 事業化支援を希望する中小・中堅企業に対しては、開発終了時に再度事業性評価を行い、事業性再確認後事業化を支援する。
- 開発を終了した案件については、中小企業投資育成会社、政府系金融機関、ベンチャーキャピタリスト等への紹介を積極的に行い、更なる飛躍を支援する。

(戦略ソフトウェア開発事業[マッチングファンド型ソフトウェア開発・普及事業])

- 産業投資特別会計の出資を受けて実施する事業であり、収益の可能性のある案件を発掘し、開発・普及の支援を行う。
- ソフトウェア開発・普及に関し幅広い知見を有する PM とともに適切な対応を図る。

) ソフトウェア開発支援のための外部専門家の活用

- 外部専門家を主体とした研究会(「情報技術動向研究会」)を活用するとともに、外部専門家から構成される審議委員会に評価機能を盛り込み、客観的かつ効果的な事業運営を図る。

) ソフトウェア開発に係る費用対効果分析

- 平成 14 年度に実施したプロジェクトを中心に追跡調査を行い、実用化(販売、供用)の進捗状況、技術的成果(特許、標準化等)等を把握するとともに、成功要因・失敗要因を分析することにより評価手法の開発を試みる。

) ソフトウェア開発者に対するインセンティブの創設

- IPA が支援したソフトウェア開発の成果物の知名度と開発者のモチベーション向上を図るため、新たに表彰制度を創設する。

(2) 様々なステージに応じた IT ベンチャー支援

(中小・IT ベンチャー支援事業)

) 中小・IT ベンチャー支援事業

- 優れた技術を有する中小・IT ベンチャーを新たに発掘し、開発から事業化に至るまで一貫した支援を PM と共に適切に実施する。
- 採択した案件に対して、以下の支援を実施する。
 - ・ 中小企業投資育成会社、政府系金融機関への個別紹介。
 - ・ 社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会(以下「パソ協」という。)、社団法人日本情報システム・ユーザー協会(以下「JUAS」という。)等を通じての個別紹介。
- 「事業化情報交換会」の開催や追跡調査活動等を通じて、中小・IT ベンチャー企業の事業化支援ニーズを把握するとともに、ベンチャーキャピタリスト等との連携を緊密化して、マッチングを行う体制を整備する。
- 中小・IT ベンチャー企業製品の政府調達に資するため、ホームページを通じた政府調達部門向けの情報提供を開始する。

) 開発段階におけるテストベッドの提供

- 開発者としての中小・IT ベンチャー企業の開発段階での利用目的で提供を開始する。
- パソ協及び社団法人システムハウス協会(以下「シス協」という。)の会員を対象にユーザーニーズを調査し、利用料金、利用形態、利用規定に反映する。
- 平成 16 年度に採択した中小 IT ベンチャー企業等を対象に開発段階及びプログラム検査での利用を図る。
- 社団法人情報サービス産業協会(以下「JISA」という。)、JUAS、IT コーディネータ等の推薦を得た開発企業への利用促進を図る。

(3) 債務保証事業

ソフトウェアに関する技術的評価を実施し、担保資産に乏しい中小企業等に対する支援を実施する。また、保証制度の利用に関し、中小企業等の利便性向上を図るため、保証対象融資を取扱う金融機関として平成 15 年度より加えた信用金庫、信用組合との約定書締結を積極的に推進する。

) 保証制度利用者の利便性の向上

- 中小企業等の利用拡大を図るため、保証制度に関する広報を積極的に推進する。
- 融資を完済した企業に対し、昨年度に引き続き、継続的に保証制度の顧客満足度を調査し、改善すべき点を聴取し検討するとともに、保証の再利用を呼びかける。
- 信用保証部で有する 5,000 社以上のアンケート送付先リスト、信用保証基金出資者や各種メールマガジン発行者に対し、定期的に保証制度の情報を提供するとともに、保証実績報告などを直接送付することにより、保証制度の PR を図る。
- 業界団体等を通じ、会員企業のメーリングリストを介した保証制度の PR に努める。
- 前年度より開始した「IT コーディネータ」提携ローンの積極的な普及を図る。
- 平均審査日数の目標を 32 日[平成 15 年度(平成 15 年 4 月～平成 16 年 2 月)実績:36.5 日]とする。平成 15 年度より導入した 5 営業日ルール(質問を發した後、5 営業日以内に

回答がない場合は、6 営業日以降は経過日数に含めない)を継続する。

- 技術審査、類似案件審査等により、ソフトウェアの評価を含め審査能力の向上を図る。保証対象先企業の訪問・面接審査を 100%実施する。

) 保証制度の健全性の確保

- 保証先の決算書類の定期的提出とともに、資金の使用用途報告の提出を徹底する。開発状況に合わせた分割保証の実行、審査能力の向上を図り、代位弁済の期中平均を 4% (平成 15 年度実績見込み:3.8%)以下に維持する。

) 担保価値の評価手法

- 平成 15 年度に開発しテスト導入を始めたソフトウェア開発企業の担保力を評価するシステムを引き続き審査業務で使用し、更なる実践データの蓄積を図る。申請企業経営者等へのインタビュー項目の内容、順番の見直しを行い、実用化を目指す。

2. 情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野

(1) 情報セキュリティ対策強化

. 1) 情報セキュリティ対策に関する普及啓発及び情報提供

- ウイルス・不正アクセスに関する届出の受け付けに関して、定常的な届出協力依頼を広く呼びかけることにより、届出データを充実させるとともに、最新情報の収集・分析、被害を未然に防止するための対策の普及啓発及び情報提供を継続して実施する。
- 主な提供情報は、緊急対策情報、新種ウイルス情報、脆弱性に関する情報等とし、併せてこれらの最新情報を反映して、啓発用コンテンツを更に充実させ、引き続きホームページでの公開等により、一層の普及啓発に努める。
- よくある相談等に関してはホームページで公開している FAQ(質問回答事例集)に適宜反映し、内容の充実を図る。
- 平成 16 年 2 月から実施している英語版のレポートについては、より迅速な公表を目指すとともに、提供先の拡大を図る。
- 上期中を目途に試行運用を開始する相談応答の自動化に合わせ、ホームページでの届出受付を行える仕組みを構築し、試行運用を開始するとともに、届出の項目・様式の見直し等を行って、より簡便に届出ができ、かつ、より幅広く効率の良い届出の受け付けが行えるよう務める。
- インターネット観測システムを本格運用して、引き続き我が国の主要なインターネットサービスプロバイダ 10 社の回線の状況を観測する。
- 得られた観測データの集計・分析結果を脆弱性情報と合わせ、脆弱性の分析、対策情報の提供、緊急性の判断等に活用するとともに、セキュリティ予防情報として広く提供する。さらに、JPCERT/CC 等の国内関係機関、諸外国の機関との機能的、地理的な相互補完・連携関係の構築を図る。
- より高機能なシステムを目指し、次のような機能拡張の可能性を検討し、システム開発、拡充機能の稼働を行う。

- ・ 最新観測データを定期的にホームページに自動公開するとともに分析結果等を合わせて公開できる機能
- ・ 観測データの内容をより詳細に解析でき、ワームの挙動等がわかる機能

2) 情報セキュリティの脆弱性に関する検証・解析等

- 平成 15 年度に取りまとめた脆弱性情報の取扱いガイドラインに基づいて、ソフトウェアベンダー、情報セキュリティベンダー、情報システム構築事業者、関係各省、関係団体等 40 者以上と連携した体制を構築し、平成 16 年度上期に、脆弱性情報の届出受付、脆弱性の分析(検証・解析)、分析結果・対策の提供・公開、脆弱性対策情報の届出受付・公開の業務を開始する。
- 脆弱性分析センター機能を十分に果すための体制強化を図り、情報システムの脆弱性に関する専門組織として次の業務を推進する。
 - ・ 脆弱性についての再現性検証、原因分析、影響分析及び結果の提供・公開
 - ・ オープンソースソフトウェアの脆弱性調査、対策策定、脆弱性情報及び対策の提供・公開
 - ・ 利用者指向の脆弱性対策情報データベースの構築
 - ・ 脆弱性確認のための検査ツールの開発
 - ・ ネットワーク観測システム機能の拡充
- 脆弱性低減に資する技術開発を行うとともに、引き続きホームページを通じて脆弱性の少ないプログラミングのための「セキュアプログラミング講座」等の啓発資料を提供する。

3) 照会に対する応答の自動化

- 電話及びFAXによる問い合わせに対する自動応答の仕組み並びにホームページ上で対処方法等をガイダンスする機能などを実現するため、必要なソフトウェアを開発するとともに、ハードウェアを導入して、上期中を別途に試行運用を開始し、なるべく早期に本格運用を開始する。

4) セミナー受講者の満足度の向上

- 平成 15 年度の情報セキュリティセミナーにおける満足度分析の結果に基づいて、策定した対応策(一般向け、上級者向けなど受講者のニーズに応じたコース分けの検討等)を反映するとともに、情報セキュリティに対する認識に関する首都圏と地方との格差及び業種間の格差に留意しつつ、地域ソフトウェアセンターや商工会議所との提携、地方自治体等との共催も検討し、全国で 10 カ所以上の地域での情報セキュリティセミナー開催を目標とする。アンケート調査を実施して満足度等を調査する。
- セミナーで配布する資料集については、最新の技術動向、トピック、アンケートからの要望を踏まえ改訂し、内容を充実させる。
- セミナー申込者を対象としたメーリングリストを作成し、これを用いてセミナーに対する要望・コメント等を募り、満足度向上に活用すると共に、次回以降の募集案内を行って受講対象の拡大に努める。

-1) 情報セキュリティ認証

- 情報セキュリティ認証事業を円滑に実施するとともに、情報セキュリティ認証制度の定着に向けての広報を経済産業省及び評価機関と協力して実施する。
- 情報セキュリティ認証制度に関する国際的な動向等について、引き続き調査を行う。
- 一般向け及び技術者向けのセミナーを年 4 回以上開催し、制度のより一層の普及啓発を促進する。
- 国際的な相互承認協定(CCRA: Common Criteria Recognition Arrangement)の運営を統括する最上位の委員会である管理委員会(Management Committee)及び下位の委員会等において、運営改善への提言、評価基準改訂作業に積極的に参画し、参加各国と制度面、技術面での円滑な連携及び国際貢献を図る。
- 平成 17 年秋に日本において、IPA が主催する予定の国際会議(ICC: International Common Criteria Conference)の準備を行う。

-2) 暗号技術の調査・評価

[CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) の事務局運営]

- 暗号技術については、引き続き、CRYPTREC(暗号技術監視委員会及び暗号モジュール委員会)の円滑な事務局運営を実施する。

(暗号技術に関する監視活動)

- 電子政府推奨暗号の安全性を継続的に確認するために、EUROCRYPT 2004、CRYPTO 2004 等の主要な国際会議に参画し、最新の研究動向を調査・分析する。学会等で発表された各種攻撃法に関して、計算機実験等による研究を行い、その成果をCRYPTRECの委員会や内外の学会等で報告する。
- 暗号関係で専用的に利用できるコンピュータとしては、わが国でトップレベルの性能をもつ並列コンピュータを昨年度導入したが、上記の計算機実験に利用する他、暗号研究者による共同利用も視野に入れ、設備の有効活用を図る。
- 監視活動に関連して、暗号が危殆化した場合の影響等について調査し、どのような対策を取るべきかについて、制度面及び技術面から検討を開始する。

(暗号モジュールの評価基準及び試験基準の作成)

- 暗号モジュール(暗号化 LSI チップ等の暗号製品)の安全性評価を目的として、暗号モジュールの評価基準及び試験基準のプロトタイプ版を昨年度作成し公開したが、さらに検討を行い、わが国の政府調達基準として利用可能なレベルにまで内容を充実させ、完成させる。
- ISO/IEC JTC1 SC27 で審議されている暗号モジュールの評価基準に関する国際標準化活動に積極的に参加し、わが国としての意見を規格に反映させることを目指す。
- 暗号モジュール評価用ツールの整備、評価・認証要員の育成、政府調達基準としての利用に向けた検討等を進める。評価用ツールの整備に関しては、暗号モジュールに実装された暗号アルゴリズムの正当性を検証するためのツール開発等を行う。
- 暗号処理装置の実行時の漏洩情報、すなわち、外部から計測可能な計算時間や電力消

費量等の設計者の予期しない情報を利用して、秘密情報の解析を行うサイドチャネル攻撃等の様々な攻撃手法が近年提案されているため、これらの攻撃手法に対する評価や対策に関する調査研究を推進する。

）情報セキュリティに関する調査・開発等

- 引き続き、情報セキュリティ分野に関し必要となる調査、評価、技術開発等を実施する。
- 平成 16 年度は、応募者の利便性向上のため随時公募、年 2 回採択を実施する。
- 社会的要請・技術動向等を見極めつつ、脆弱性の低減・対策に関する技術開発等、所要の技術開発を実施する。

）関係機関との連携

- 平成 16 年度も、米国標準技術研究所 (NIST: National Institute of Standards and Technology) と定期協議を開催し、System Certification & Accreditation Program、情報セキュリティ認証制度、暗号技術等について意見交換を行う。
- 米国のコンピュータ緊急対応センター (CERT/CC: Computer Emergency Response Team/Coordination Center) については、脆弱性情報の交換、情報セキュリティ技術ラボラトリーとの連携等について意見交換を行うとともに、連携関係 (MOU: Memorandum of Understanding) を検討する。
- 独国フラウンホーファ SIT (Fraunhofer-Institute for Secure Telecommunication) 研究所については、共同研究、連携について具体的な検討を進めるとともに、平成 16 年 3 月に締結した基本的な MOU に基づき、関係協力を変更する。
- 英国、アジア等及び国内の関係機関との連携を模索する。
- 国際会議、国内セミナー等において積極的に講演等を実施し、IPA の成果、日本の情報セキュリティ状況等の広報を図る。
- I-4(International Information Integrity Institute)、EICAR (European Institute for Computer Anti-Virus Research)、The Open Group 等の国際会議に参画し、情報セキュリティ情報を効率的に収集する。
- ISO/IEC JTC1/SC27 等の標準化活動に関し、引き続き積極的な貢献を行う。

(2) ソフトウェア・エンジニアリングの推進

）ソフトウェア・エンジニアリング・センターの設立等を通じたソフトウェア・エンジニアリングの実践強化

- ソフトウェア・エンジニアリング・センター (以下「SEC」という。) 組織体制における人員の選定、出向依頼、多様な人材を集結する組織運営のあり方の検討等、平成 15 年度に着手した SEC 組織体制の構築を含めた設立準備を継続し、平成 16 年 10 月に SEC を設立する。
- SEC において、産学官連携のもと次の事業を実施することにより、ソフトウェアエンジニアリング手法の策定及び普及活動に着手する。

(エンタープライズ系ソフト開発力強化)

ソフトウェア定量化

ソフトウェア開発に携わる企業間での情報共有等を通じ、ソフトウェアの定量的な把握を促進する。

- 日本におけるソフトウェア開発データの収集・分析
 - ・ 計量方法、情報収集方法に関する検討
 - ・ データの分類・分析方法に関する検討
 - ・ データの公開方法について検討し、分析の終了したデータから順次公開
- ベストプラクティスの分析・蓄積
 - ・ 収集すべきポイントの検討
 - ・ 開発事例の収集活動を開始

要求工学、設計・開発技術

要求工学手法、設計・開発技術の開発及び適用方策の検討に着手する。

(組込みソフトウェア開発力強化)

組込みソフトウェアエンジニアリング

- 組込みソフトウェアに適した開発プロセス評価手法の策定
 - ・ 組込みソフトウェアの特性を考慮しつつ短期間に実施可能で効果の高い評価手法を策定
 - ・ 評価者に必要となる能力について検討
- 組込みソフトウェアに適した開発プロセスの整備
 - ・ 組込みソフトウェアにおける標準的開発プロセスの策定
 - ・ 標準的開発プロセスの具体的な適用方法の策定

組込みソフトウェア開発スキル標準

- 組込みエンジニアが持つべきスキルを「要素技術」「開発技術」「マネジメント技術」という3つのカテゴリに分類・体系化したスキル標準を公開する。
- 組込みソフトウェア開発スキル標準の普及促進を図る。

(先進ソフトウェア開発)

- 経済産業省が支援する先進的ソフトウェア開発プロジェクトと連携し、SECにて策定したソフトウェア開発手法の実践的適用を図る。

(CMMI (Capability Maturity Model Integration) の普及等)

- CMMI V1.1 モデルの日本語訳を公開し普及を図り、IPAX2004、講演会等の開催を通じ、積極的な啓発活動を実施する。
- 公開した CMMI V1.1 モデルの日本語訳の利用状況を勘案し、ARC (Appraisal Requirements for CMMI : CMMI アプレイザル要件)、SCAMPI (Standard CMMI Assessment Method for Process Improvement) V1.1 (メソッド定義及び実施ガイド)の日本語訳の実施を検討する。

- ISO を始めとする各種SPI手法の調査を進める。

）関係機関との連携

- 平成 15 年度に樹立した米国カーネギーメロン大学ソフトウェア・エンジニアリング研究所（以下「SEI」という。）及び独国フラウンホーファ協会実験的ソフトウェア・エンジニアリング研究所（以下「IESE」という。）との協力関係をもとに研究者を派遣し、最新のソフトウェアエンジニアリングの動向に関する情報収集機能を強化するとともに、日本における普及を目指す。
- SEI 又は IESE に対し、平成 16 年度 SEC より研究員をそれぞれ若干名派遣する。

3. 情報技術(IT)人材の育成分野

(1) ソフトウェア産業競争力強化のための IT 人材育成

）ソフトウェア・エンジニアリングの実践力を有する人材の育成

- SEC 設立に向けて、事業内容の詳細な検討を継続し、産学の優秀な人材の選定に着手する。
- 関連機関(IESE、SEI 等)における雇用形態や研究員のキャリアパスについての調査を行い、SEC への適用を検討する。

(IT スキル標準の整備)

-1) ITスキル標準改善の方針検討

IT スキル標準の高度化

- プロフェッショナル・コミュニティにおいては、平成 15 年度に設立された IT アーキテクト委員会に加えて、業界の要望が最も高いプロジェクトマネジメントとアプリケーションスペシャリストの委員会を立ち上げて、IT スキル標準の改善事項の取りまとめと、研修ロードマップの深堀を行い、プロフェッショナル人材育成のガイドラインを作成する。
- 平成 16 年度も IT スキル標準の見直しと改訂を適宜実施するとともに、平成 17 年度以降に想定される全体の改訂版の必要性・方向性について検討する。
- 組込みソフトウェア技術者のスキル標準策定を継続して支援する。

研修ロードマップ

- 平成 15 年度に完成した 6 職種に新規 5 職種を加え、全 11 職種を公開する。プロフェッショナル・コミュニティとも連携を取りながら技術の進展に合わせて IT スキル標準の改善を継続する。
- 職種毎の研修ロードマップを継続的に見直しと同時に、職種間を移行するための研修ロードマップ作成の検討を開始する。

普及

- ベンダー系企業に対しては導入検討責任者を対象としたワークショップ形式での導入支援やスキル評価等を題材としたテーマ別講演を実施する。その成果を、県・情報産業協会

等や地域ソフトウェアセンターなどの団体を通じて展開を図る。

- ユーザーについてはJUAS等の団体を通じて、更にIT研修事業者や大学等に対して、導入や活用方法の検討を支援する。
- ITスキル標準を業界全体に普及するため、次のような階層別による対応等を展開する。
 - ・ 経営層：「企業戦略立案と人材育成による競争優位性の確保」についてベスト・プラクティスワークショップの実施と講演
 - ・ 企業における導入責任者：先行企業やITSSユーザー協会の事例や実績の継続的な収集と公開
 - ・ 研修事業者：ITスキル標準をベースとした研修普及に関する支援活動
- ITSSユーザー協会との連携を維持しながらITスキル標準普及に向けて協力する。
- 平成15年度の「ITスキル標準を活用した人材育成のあり方に関する検討委員会」「スキル評価ガイドライン策定委員会」「ITスキル標準のレベル判定に関する業務経歴書と面接手法のあり方検討委員会」の成果を整理し、プロフェッショナル人材育成に関する評価のあり方や方法のガイドラインについて普及活動を実施する。将来における認定のあり方について調査・研究を行う。
- ITスキル標準を機軸にして経営戦略から人材育成戦略までに至る道筋を、ワークショップによる企業指導とケーススタディを通じて、戦略パターン別のベストプラクティスとして構築し、情報サービス産業の構造改革に寄与する。
- 既に開発されているITSSユーザー協会のスキル管理ツール(SSI - ITSS)の使用許諾権を取得、活用し、地域IT企業や中小企業におけるITスキル標準の導入推進のための手順や手法を検討する。

2) 情報処理技術者試験との連携

- 情報処理技術者試験との連携を図るための作業を開始する。

3) IT人材育成

- これまでの調査、研究、成果を集大成した「IT人材育成ガイドブック」を発行する。
- 平成15年度に開発したITスキル標準対応のeラーニング教材の活用方法につき研究する。

(独創的な技術等を有する人材[天才的クリエイター]発掘:未踏ソフトウェア)

1) 未踏ソフトウェア創造事業

- 平成16年度は、広範囲からの推薦を受けてPMを選任し、PMと連携して事業を引き続き実施する。
- 随時公募(2回採択)の導入により、開発者の時期的制約の緩和を図り、より幅広い年齢層からの開発者を発掘する。
- 「スーパークリエイター」の認定基準の再整理と公表の実施等、「未踏ソフトウェア創造事業」及び「スーパークリエイター」の認知度アップのための具体的な広報に努める。
- 「スーパークリエイター」が開発したソフトウェアや開発成果の商品化等の情報をホームページから提供する方法を検討し実現化を図る。

- 成果発表会 (IPAX2004) において、開発者の開発成果の公表の場を設ける。
- PM 同士の意見交換会を定期的実施し、PM のノウハウの蓄積を図る。
- 成果を事業化するため、「事業化情報交換会」を随時に開催し、事業化に関心を持つ開発者に情報を提供する。

(2) 中小企業経営者及び地域の IT 化の支援

. 1) 戦略的情報化投資活性化事業 (ITソリューション・スクエア・プロジェクト、以下「ITSSP」という。)

- 中小企業の情報化投資を推進する ITSSP において、全国で約 5,000 名の IT コーディネータの活用、地域ソフトウェアセンター、地方自治体、商工会議所等との連携強化により、IT 化事例発表会、経営者研修会及び IT 化実施計画書策定コンサルティング等を実施する。
- IT 化実施計画書策定コンサルティングに際しては、平成 15 年度に IPA が開発した IT 成熟度診断ツールを活用する。
- 加えて、ホームページやメーリングリストを活用して、IT 化投資事例等中小企業の IT 化に関する情報を定期的に提供する。
- また、地域での一層の情報の利活用の定着を目的として実施する「IT 経営解決応援隊」事業 (仮称) の一環として、中小企業を対象とした IT 化のノウハウや業種毎の典型的な IT 活用事例を IT コーディネータの協力を得て取りまとめ、広報する。
- 中小企業が導入するソフトウェアのテストランを行うためのテストベッドを提供するにあたり、中小企業のニーズを引き続き調査し、その結果に基づき、利用形態、利用ルール等の詳細検討を実施する。
- JUAS、IT コーディネータ協会の会員企業を主体にニーズ調査を引き続き実施する。

. 2) 経営者研修会

- 経営戦略や IT 化実施計画書策定等のための実践的な能力を養うため、中小企業経営者等を対象とした経営者研修会を 50 力所以上で開催する。

(地域ソフトウェアセンターについて)

. 1) 地域ソフトウェアセンターの事業の活性化

- 地域ソフトウェアセンター中期経営改善計画検討委員会 (以下「SCBPR[Software Center Business Process Re-engineering Committee]委員会」という。)を引き続き開催し、中期経営改善計画を着実に実行するよう指導する。特に、各地域ソフトウェアセンターが IT コーディネータの積極的な活用、地方自治体、商工会議所、県・情報産業協会等との密接な連携を通じて、営業活動の強化や新規事業への取組みについて、一層強力な支援を行う。
- 地域ソフトウェアセンターの情報公開については、役員、株主、研修情報、事業状況及び財務状況に係わる情報を公開するよう指導する。

. 2) 地域ソフトウェアセンター間の連携強化

- 地域ソフトウェアセンター間の情報ネットワークを構築し、情報交流を積極的に進める。特に、研修事業や IT コーディネータ派遣事業等については、先駆的な実践を行っている地域ソフトウェアセンターのビジネスモデルを他の地域ソフトウェアセンターで展開できるよう積極的な情報交換を促すとともに、先駆的なビジネスモデルを収集し、体系だった「地

域ソフトウェアセンタービジネス事例集」の作成に着手する。

- また、研修事業のあり方、財務会計の課題等について、理解を深める地域ソフトウェアセンター全国協議会を年3回開催し、各地域ソフトウェアセンターの活性化に資する。

3) 地域ソフトウェアセンターで実施する研修事業の支援

- 従来型の研修事業(ネットワーク、データベース等)に加えて、セキュリティ等のIT分野、更にはITスキル標準に対応した研修事業について、地域の受講ニーズを踏まえ、研修対象に含めていくよう、検討を促す。
- eラーニング形式の研修事業(以下、「eラーニング研修事業」という。)のビジネスモデルの構築については、更なる検証を行うとともに、地域ソフトウェアセンターでの実証実験を行う。具体的には、eラーニング研修用教材について、学習単位の統一、難易度レベル等の付加情報を加えたものをライブラリ化する。
- eラーニング研修事業の分野や研修受講料等についての地域のニーズ調査を実施する。

4) 経営諮問委員会(仮称)の設置

- 地域ソフトウェアセンターの財務、人事、組織、更には地域内での研修ニーズ等多面にわたるアドバイスを行う「経営諮問委員会(仮称)」を必要に応じ、各地域ソフトウェアセンターに設置し、定期的を開催するよう指導する。

(3) 情報処理技術者試験業務

(情報処理技術者試験の運営)

) 情報処理技術者試験問題の作成

- 試験問題作成を適切に実施するため、出題範囲を必要に応じ見直すとともに、試験問題作成・採点作業の効率化に引き続き取り組む。
- IT技術動向の変化を的確に踏まえた試験問題を作成するため、優秀な試験委員で構成される試験委員会体制の整備・充実に努める。
- 試験運営に関し、幅広い意見を聴取するため、試験制度委員会(仮称)を発足する。
- 試験問題の質の向上を図るとともに、ニーズに合った試験制度を検討するため、情報処理技術者に求められるIT技術のニーズ調査、各企業における情報処理技術者試験の利用状況調査を実施する。

) 情報処理技術者試験の円滑な実施

- 平成16年春期(平成16年4月実施予定)及び秋期(平成16年10月実施予定)情報処理技術者試験を円滑に実施する。
- その際、試験会場及び試験監督員等の確保難の現状を踏まえ、試験会場・試験監督員等の確保及び試験の実施に関し、コスト効果を見極めながら、順次アウトソーシングの拡大に努める。

）積極的な情報の提供

- 平成 16 年度は新たに次の情報を公開する。

実施時期	試験区分	個人成績	合格基準	正解等			配点	得点分布
				多肢選択式	記述式 事例解析	小論文		
				正解	解答例	出題趣旨		
春秋	基本情報技術者試験							
	初級システムアドミニストレータ試験							
春	システム監査技術者試験							
	テクニカルエンジニア（システム管理）試験							
	テクニカルエンジニア（データベース）試験							
	テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験							
	ソフトウェア開発技術者試験							
秋	システムアナリスト試験							
	プロジェクトマネージャ試験							
	アプリケーションエンジニア試験							
	テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験							
	情報セキュリティアドミニストレータ試験							
	上級システムアドミニストレータ試験							

：公開済み

：平成 16 年春期試験から公開予定

：平成 16 年秋期試験から公開予定

）試験の実施運営に関する幅広い意見等の聴取

- より一層の円滑な試験実施のため、受験者、IT 関連企業、専門学校等を対象にして、会場運営方法、試験実施時期等の調査を実施する。

）CBT(Computer Based Test)に関する情報収集等

- 平成 15 年度に実施した情報収集を更に充実し、CBT の具体的試行案策定の参考資料とする。
 - ・ CBT を実施している団体等の調査
 - ・ CBT システムの最新技術動向・海外の CBT の実情

- 受験者の利便性、CBT 試験実施に係るコスト、対象とする試験区分、試験問題の作成体制、試験会場の設備・規模などを考慮し、実施可能性を検討した上で、CBT 導入のための試行案を策定する。

(情報処理技術者試験のアジア展開)

) アジア各国と相互認証

- アジア各国と相互認証締結状況は次のとおりである。

	初級システム アドミニストレ ータ試験	基本情報技術 者試験	ソフトウェア開 発技術者試験	テクニカルエン 지니어(データ ベース)試験	テクニカルエン 지니어(ネットワ ーク)試験	アプリケーショ ンエンジニア 試験	プロジェクトマ ネージャ試験
インド							
シンガポール							
韓国							
中国							
フィリピン							
タイ							
ベトナム							
ミャンマー							
台湾							

- これに加えて、相手方の体制整備を見極めながら、マレーシアとの相互認証を目指す。また、中国等との追加認証の可能性について検討し、協議をする。
- ベトナム、フィリピン、ミャンマーについては、試験問題作成・試験の実施における技術指導を行う。

) 調査及びPR 活動

- 平成 15 年度に実施したIT人材育成実態調査を踏まえ、上記)の計画を実施する。
- e-Japan 戦略 加速化パッケージの一つである「アジア等 IT 分野の国際戦略」の一環として、受験者増につながる様な試験制度の普及に努める。

) IT スキル標準との連携

- IT スキル標準との連携を図るため部門間の調整を推進する。

4. その他

(1) 政策当局との連携

- 国家情報戦略の実施推進機関として、公共性の高いソフトウェア開発、情報セキュリティ対策を始めとする情報処理の安全性、信頼性の確保対策、IT 人材育成対策等に係る国の施策について産学官連携の推進に配慮しつつ、関係府省と十分な連携を取って施策の実現に努める。

- 特に、ソフトウェア開発プロセスの改善・評価手法に対する調査・研究開発等を実施する体制整備に着手する。

(2) ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)

) 情報発信

- ユーザーニーズ等に関する市場動向、IT 技術の最新動向(情報技術動向研究会、個別課題研究会)、情報セキュリティ、ビジネスグリッド・コンピューティング等の国際標準化動向等の調査について内外に涉って行うとともに、海外の情報収集拠点を整備することにより、ソフトウェアに係る各種情報を蓄積し、積極的な情報発信を実施する。

) 中小ユーザー企業に対する情報提供

- 中小ユーザー企業が自ら情報化投資の是非を判断するために役立つ IT 化投資事例の充実を図るとともに、この事例についてホームページやメーリングリストを通じた積極的な情報提供を行う。

) ITに関する統計的調査・分析

- 内外の IT 統計情報等の収集先を調査・整理し、時系列、国際比較等の統計的調査・分析を実施する。IPA が独自で調査・分析をしてきた「情報処理産業経営実態調査報告書」を取りまとめ早期に公表する。

) 専門人材に関する情報の収集

- 専門人材に関するデータベース構築へ向け、プライバシーに配慮しつつ、情報技術に係る国内の専門人材リストを分野別に作成する。

) 技術ロードマップ

- e-Japan 戦略 の先導的7分野等のうち、先ず医療分野(隣接する福祉・介護等の生活分野を含む)における社会ニーズに必要な関連技術を抽出し、ソフトウェア開発の開発難易度、開発規模、市場規模等についての動向を把握し、取りまとめる。この文書はホームページにて公表するとともに、次年度の開発プロジェクトの公募に活用する。

(3) 広報活動等

) ホームページの積極的活用

- ホームページ運営 WG を設置し、次の事項を検討・実施するとともに、日々の情報を迅速に発信する等、IPA の事業活動等を戦略的かつ積極的に広報する。
 - ・ ホームページに掲載する内容
 - ・ サイト更新のタイミング
 - ・ 運営のルール化
- 事業化情報交換会のニーズを参考に、IPA のホームページから有益な情報を取得しやすくするため、中小 IT ベンチャー企業向けの情報を分り易く整理・提供する。
- 中小 IT ベンチャー企業製品の政府調達に資するため、ホームページを通じた政府調達

部門向けの情報提供を開始する。

） **調査及び研究開発成果の公開**

- 調査及び研究開発成果を、事業終了後2ヶ月以内にホームページ上で公開する。

） **成果発表会の開催**

- 平成16年度は、成果発表会を6回以上開催する。

(4) **事務の電子化**

） **システムの活用**

- 開発した電子IPAシステム等を業務に活用し、業務の効率化を図るとともに、システム活用結果を検証し、更なるシステムの改善に繋げる。
- 情報セキュリティ認証の業務フローを整理するとともに、手続の電子化について検討する。

・予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

(1) **予算**

- 総表(別紙1-1)
- 事業化勘定(別紙1-2)
- 試験勘定(別紙1-3)
- 一般勘定(別紙1-4)
- 特定プログラム開発承継勘定(別紙1-5)
- 地域事業出資業務勘定(別紙1-6)

(2) **収支計画**

- 総表(別紙2-1)
- 事業化勘定(別紙2-2)
- 試験勘定(別紙2-3)
- 一般勘定(別紙2-4)
- 特定プログラム開発承継勘定(別紙2-5)
- 地域事業出資業務勘定(別紙2-6)

(3) **資金計画**

- 総表(別紙3-1)
- 事業化勘定(別紙3-2)
- 試験勘定(別紙3-3)
- 一般勘定(別紙3-4)

特定プログラム開発承継勘定(別紙 3-5)

地域事業出資業務勘定(別紙 3-6)

(4) 資産の健全化

) 債務保証

- 債務保証事業については、常に収支均衡に努める。
- 保証先の資金の使用使途報告の提出、保証先の決算書類の定期的提出を徹底する。
- 開発状況に合わせた分割保証の実行や保証期間の見直しなど円滑な事業運営を図る。

) 情報処理技術者試験

- 情報処理技術者試験については、手数料による事業運営を図り、財政基盤の安定化を図る。

) 研究施設

- 利用料金を改定した研究施設の有効活用に努めるため PR 活動を継続するとともに、研究施設の利用件数、収入についてホームページに掲載して公開する。利用状況を踏まえ、売却等の適切な方策を検討し、関係者の理解を図りつつ実現に努める。

) 特定プログラム開発承継業務

- 情報処理振興事業協会から承継した債権回収業務(特定プログラム開発承継業務)について、管理コストも勘案の上、期限内において計画的に実施する。

(5) 出資事業(地域ソフトウェアセンター)について

- 1) SCBPR 委員会を 3 回開催し、平成 15 年度に各地域ソフトウェアセンターが策定した中期経営改善計画の着実な進展を図るために、委員による指導・助言を仰ぐ。
- 2) 地域ソフトウェアセンターの決算報告書等を早期、的確に聴取するとともに、委員会の 3 人の主査からの助言を受けながら財務の健全化に向けた積極的な指導助言を行う。また、減損会計制度の導入に伴う地域ソフトウェアセンターの財務への影響についても分析、検討を行う。

(6) 自己財源の確保

) 情報セキュリティ認証

- 情報セキュリティ認証の有料化に向け、前年度に実施した英国及びドイツの認証機関の実態調査結果を踏まえ、必要に応じて他国の情報セキュリティ評価認証制度の調査を行い、適切な価格の設定及び有料化の開始時期を検討する。

・ 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延が生じた場合、短期借入金の限度額の範囲内で借り入れを行う。

・ 重要な財産の譲渡・担保計画

なし

・ 剰余金の使途

平成 16 年度において各勘定に剰余金が発生したときには、翌年度において後年度負担に考慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ソフトウェア開発業務及び調査業務の充実
- 短期の任期付き職員の新規採用
- 人材育成及び能力開発研修等
- 広報、成果発表会等
- 情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

・ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(2) 人事に関する計画

- 特に専門性が求められるポストに任期付きの専門人材を順次配置し、より効果的な業務運営を実施する。
- 定型業務について、より一層効率化するとともにマニュアル化を促進する。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の処分に関する事項

なし

予算(総表)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,250
政府出資金	1,000
受託収入	643
業務収入	7,279
その他収入	577
計	14,748
支 出	
業務経費	12,196
受託経費	643
一般管理費	2,275
計	15,114

[人件費の見積り]

平成16年度には2,131百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府出資金	1,000
業務収入	34
その他収入	0
計	1,034
支 出	
業務経費	1,000
一般管理費	0
計	1,000

[人件費の見積り]

平成16年度には0百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	3,777
その他収入	290
計	4,067
支 出	
業務経費	2,720
一般管理費	1,055
計	3,775

[人件費の見積り]

平成16年度には648百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,250
受託収入	643
業務収入	1,809
その他収入	273
計	7,974
支 出	
業務経費	8,476
受託経費	643
一般管理費	1,218
計	10,338

[人件費の見積り]

平成16年度には1,481百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算(特定プログラム開発承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	1,659
その他収入	11
計	1,670
支 出	
一般管理費	1
計	1

[人件費の見積り]

平成16年度には1百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

別紙1 - 6

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
その他収入	3
計	3
支 出	
計	0

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	11,194
業務費用	7,296
受託経費	643
一般管理費	2,275
減価償却費	980
収益の部	
経常収益	10,214
運営費交付金収益	5,250
受託収入	643
業務収入	3,952
その他収入	1
資産見返負債戻入	368
財務収益	286
純利益(純損失)	695
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	695

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	321
一般管理費	0
減価償却費	320
収益の部	
経常収益	32
業務収入	32
財務収益	0
純利益(純損失)	288
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	288

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	3,813
業務費用	2,720
一般管理費	1,055
減価償却費	38
収益の部	
経常収益	3,777
業務収入	3,777
財務収益	0
純利益(純損失)	36
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	36

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	3,813
業務費用	2,720
一般管理費	1,055
減価償却費	38
収益の部	
経常収益	3,777
業務収入	3,777
財務収益	0
純利益(純損失)	36
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	36

収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	7,060
業務費用	4,576
受託経費	643
一般管理費	1,218
減価償却費	622
収益の部	
経常収益	6,405
運営費交付金収益	5,250
受託収入	643
業務収入	143
その他収入	1
資産見返負債戻入	368
財務収益	272
純利益(純損失)	383
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	383

収支計画(特定プログラム開発承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	1
一般管理費	1
収益の部	
財務収益	11
純利益(純損失)	10
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	10

収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
収益の部	
財務収益	3
純利益(純損失)	3
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	3

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,926
事業活動による支出	15,876
翌年度への繰越	20,050
資金収入	35,926
業務活動による収入	14,510
運営費交付金による収入	5,250
受託収入	643
業務収入	7,279
その他収入	1,339
財務活動による収入	1,000
当年度期首資金残高	20,416

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,034
事業活動による支出	1,000
翌年度への繰越	33
資金収入	1,034
業務活動による収入	34
業務収入	34
その他収入	0
財務活動による収入	1,000
当年度期首資金残高	0

資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,717
事業活動による支出	3,775
翌年度への繰越	942
資金収入	4,717
業務活動による収入	4,067
業務収入	3,777
その他収入	290
当年度期首資金残高	650

資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,471
事業活動による支出	11,100
翌年度への繰越	10,371
資金収入	21,471
業務活動による収入	8,736
運営費交付金による収入	5,250
受託収入	643
業務収入	1,809
その他収入	1,035
当年度期首資金残高	12,735

資金計画(特定プログラム開発承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,459
事業活動による支出	1
翌年度への繰越	8,458
資金収入	8,459
業務活動による収入	1,670
業務収入	1,659
その他収入	11
当年度期首資金残高	6,789

資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	246
翌年度への繰越	246
資金収入	246
業務活動による収入	3
その他収入	3
当年度期首資金残高	243